

I C T 導入支援事業実施要綱の一部改正について

1. 改正理由等

以下に伴い、別紙 2 「ICT 導入支援事業実施要綱」の関係部分の記載について、所要の改正を行うもの。

- 平成 28 年度から運用している「VISIT」及び令和 2 年度から運用している「CHASE」について、令和 3 年度から一体的に運用し、名称を「LIFE」に改称。
- 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の第 5.1 版が令和 3 年 1 月 29 日に施行。

※ 別紙 1 「介護ロボット導入支援事業実施要綱」及び別紙 3 「介護事業所に対する業務改善支援事業実施要綱」については、今回、改正なし

2. 主な改正内容

(下線部は改正部分)

改正後	改正前
別紙 2	別紙 2
I C T 導入支援事業実施要綱	I C T 導入支援事業実施要綱
1. 及び 2. (略) 3. 要件等 (1) 及び (2) (略) (3) 既に介護ソフトによって一気通貫となっている場合は、新たにタブレット端末やバックオフィス業務用のソフト等を導入することのみも対象とする。 ただし、タブレット端末等を導入する際にあつては、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務にのみ使用すること(補助目的以外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示(シール等による貼付)を行うなど事業所において工夫すること)。また、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、 <u>「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 5.1 版」(令和 3 年 1 月)</u> を参考にすること。 (4) 及び (5) (略) (6) 本事業により I C T を導入した事業所においては、 <u>「科学的介護情報システム (Long-term care Information system For Evidence; LIFE (ライフ)。以下「LIFE」という。)</u> による情報収集に協力すること。なお、本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様に情報収集に協力すること。 (7) 及び (8) (略) 4. ~ 6. (略)	1. 及び 2. (略) 3. 要件等 (1) 及び (2) (略) (3) 既に介護ソフトによって一気通貫となっている場合は、新たにタブレット端末やバックオフィス業務用のソフト等を導入することのみも対象とする。 ただし、タブレット端末等を導入する際にあつては、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務にのみ使用すること(補助目的以外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示(シール等による貼付)を行うなど事業所において工夫すること)。また、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、 <u>「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 5 版」(平成 29 年 5 月)</u> を参考にすること。 (4) 及び (5) (略) (6) 本事業により I C T を導入した事業所においては、 <u>「VISIT」(通所リハビリテーション事業所及び訪問リハビリテーション事業所に限る。)</u> 及び <u>「CHASE」</u> による情報収集に協力すること。なお、本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様に情報収集に協力すること。 (7) 及び (8) (略) 4. ~ 6. (略)
※ 上記のほか、「VISIT・CHASE」を「LIFE」に改正	